

# 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

令和8年度当初予算案 12億円 (12億円) ※( )内は前年度当初予算額 令和7年度補正予算額 83億円 (国土強靱化分62億円、大規模修繕等分21億円)

## 1 事業の目的

○ 高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、都道府県や市町村が作成する整備計画に基づく、施設及び設備等の整備事業について支援し、利用者の安全・安心を確保する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

※ 既存ストックの有効活用の観点から、中長期的な修繕計画の作成を求める

### ① 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

広域型  
小規模

○ 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を支援

### 令和8年度補助基準単価の見直し

近年の建設コストの高騰等を踏まえ、補助基準単価の上限額について、領域医療介護総合確保基金の配分基準単価の見直しと同様に、**+7.7%相当の引上げ**を行う。

### ② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

小規模

○ 施設の老朽化に伴う大規模修繕を支援  
○ 耐震化改修、水害対策に伴う改修等、非常用自家発電設備の整備、ブロック塀等の改修を支援

### ③ 社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

広域型

○ 社会福祉連携推進法人等の老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援  
○ 国土強靱化対策と一体的に行う老朽化した広域型施設の大規模修繕等を支援 (R7補正：新規)

### ④ 高齢者施設等の非常用自家発電設備・給水設備整備事業・水害対策強化事業

広域型  
小規模※

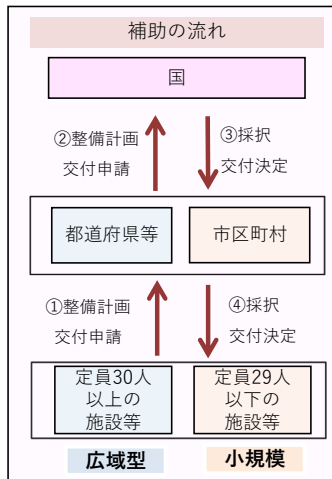
○ 災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力や水の確保を自力でできるよう、  
・非常用自家発電設備(燃料タンクを含む)の整備や水害対策に伴う改修等を支援  
・給水設備(受水槽・地下水利用給水設備)の整備を支援 (※広域型施設・小規模施設も対象)

### ⑤ 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業・換気設備整備事業

広域型

○ 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、安全上対策が必要なブロック塀等の改修を支援  
○ 感染リスクの低減のため、換気設備の設置等を支援

### <実施主体等>



注) 青字は「第1次国土強靱化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)に基づき実施する事業

○介護事業所・施設のサービス継続に対する支援

老健局高齢者支援課

## 施策名:イ 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等

令和7年度補正予算 22億円

※医療・介護等支援パッケージ

### ① 施策の目的

・都道府県・市町村が、計画的かつ「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組と一体的に行う老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕等の取組等を支援し、物価上昇の影響がある中でも、防災・減災対策が推進される環境を整備する。

### ② 対策の柱との関係

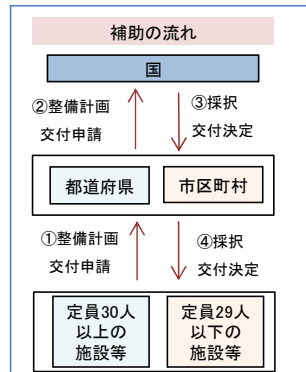
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
○	○					○			

### ③ 施策の概要

・広域型施設において、「第1次国土強靱化実施中期計画」に関する取組と一体的に実施する大規模修繕等や、小規模な高齢者施設の改修・大規模修繕等に必要となる経費等を支援する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

対象施設等	基準単価	補助率	実施主体
定員30人以上の特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホームの大規模修繕(※)	・社会福祉連携推進法人等の社員等が運営するもの	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	都道府県 指定都市 中核市
	・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく取組を行うもの	国 1/3 自治体 1/3 事業者 1/3	
定員29人以下の小規模施設の改修工事・大規模修繕等(※)	・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス	定額補助	市区町村
	・養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所等		
介護施設等環境改善事業(介護保険事業費補助金)	・北海道管内の入所・居住系の高齢者施設等	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	自治体



※:大規模修繕には、耐震強化のための天井等の非構造部材の落下防止対策等を含む。

### ⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

老朽化した高齢者施設等の改修・大規模修繕が進むことにより、保全経費や維持費用等の抑制や国土強靱化対策の一層の推進が図られ、利用者・介護職員の生命・財産の保持や地域における安定的かつ継続的なサービス提供が促進される。